

平成27年7月7日

規則第36号

久喜市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市債権管理条例（平成27年久喜市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(台帳の整備)

第3条 条例第5条に規定する台帳は、債権管理台帳とする。

2 所管課長（市の債権を管理する権限を付与されている課及びこれに相当する部署の長をいう。）は、次に掲げる事項を債権管理台帳に記載しなければならない。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所、氏名等
- (3) 債権の額
- (4) 納期限
- (5) 納付状況
- (6) 督促状発送日
- (7) 催告書発送日
- (8) 分納誓約に関する事項
- (9) 消滅時効（時効管理）
- (10) 担保となる財産
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

3 市長等が市の債権の管理上、必要がないと認める場合においては、前項各号

に掲げる事項の一部を省略することができる。

(報告)

第4条 条例第16条第2項の規定に基づき議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 放棄した債権の額
- (3) 放棄した事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用している市の債権の管理に関する台帳は、所要の修正を加え、なお第3条に規定する台帳として使用することができる。